

(お知らせ)

福島第一原子力発電所 4号機の非常用ディーゼル発電機の不具合による 運転上の制限からの逸脱について

平成 20 年 3 月 21 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

運転中の当所 4号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）につきましては、本日、非常用ディーゼル発電機^{*1}の 1 台（4 B）について定例試験（毎月 1 回実施）を行っていたところ、午後 4 時 13 分、当該ディーゼル発電機に関する警報が発生し、当該ディーゼル発電機が自動停止いたしました。

非常用ディーゼル発電機は、保安規定において 2 台が動作可能であることが要求されておりますが、当該ディーゼル発電機が動作可能でないと判断したことから、午後 4 時 18 分、保安規定で定める「運転上の制限^{*2}」からの逸脱を宣言いたしました。

また、「運転上の制限」を満足しない場合に要求される措置として、すみやかに他の 1 台の非常用ディーゼル発電機（4 A）および原子炉隔離時冷却系^{*3}の機能が健全であることを確認いたしました。

今後、原因について調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 非常用ディーゼル発電機

所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機。

* 2 運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。保安規定第 60 条では、他の 1 台の非常用ディーゼル発電機および原子炉隔離時冷却系の機能が健全であることを確認することが要求されている。

* 3 原子炉隔離時冷却系

何らかの原因により、通常の原子炉給水系が使用不可となり、原子炉水位が低下した場合等において、原子炉の蒸気を駆動源にしてポンプを回し、原子炉の水位確保および炉心の冷却を行う系統。なお、本系統は非常用炉心冷却系ではない。